明 長 医 第 1 5 号 平成 27 年 (2015 年) 4 月 2 2 日

明石市監査委員 林 郁 朗 様

同 星 川 啓 明 様

同 辰 巳 浩 司 様

明石市長泉房穂

市民・健康部定期監査の結果に対する措置について(通知)

みだしのこと、市民・健康部定期監査の結果に対して、別紙のと おり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定によ り通知いたします。

- 1 監査結果の受理日 平成27年3月25日
- 2 措置の内容

(監査の結果報告)

1 隣接墓園への給水について

斎場管理センター(以下「センター」という。)においては、隣接する墓園の所有者(以下「所有者」という。)からの要望により、センターの給水管から分水し、墓園が使用した水道料金を所有者が支払うことで合意していたにもかかわらず、水道料金を徴収しておらず、徴収する水道料金の積算方法も決まっていない状況にある。水道料金は、積算方法を検討したうえで子メーター設置以降の料金を早急に徴収されたい。

また、所有者との交渉記録及び覚書の交換が適切に記録されていないことから、経緯に不明な点がある。今後は、適切に経緯を記録するとともに、水道料金の徴収をはじめ所有者との重要な決定については、文書を交わされたい。

(講じた措置)

1 徴収する水道料金の積算方法については、斎場管理センターが、明石市から請求を受けた水道料金及び下水道使用料(基本料金を含む)を、斎場管理センターが使用した水量と隣接霊苑が使用した水量の割合で按分して得た額を料金と定めました。平成27年3月30日に隣接霊苑所有者との間で、徴収する水道料金の積算方法等について協議が整い、同日、契約書を交わすとともに、子メーター設置以降、平成27年3月16日までの料金104,587円を請求しました。この結果、平成27年4月7日に平成26年度雑入として全額収入がありました。今後は所有者に対して2ヶ月毎に料金を徴収して参ります。

また、今後は所有者との協議の経緯等を適切に記録するととも に、重要な決定については、文書を交わすよう致します。